

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： パナソニック株式会社
法人番号： 3120001236504
住 所： 大阪府門真市大字門真1006番地
- 指名停止措置期間： 令和7年7月18日から令和7年8月17日まで(1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方測量部並びに沖縄支所管内

4. 事実概要：

パナソニック株式会社は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者であるパナソニック株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： パナソニック産機システムズ株式会社
法人番号： 8010501032913
住 所： 東京都墨田区押上1-1-2
- 指名停止措置期間： 令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び東北・関東・中部・近畿・中国・四国地方測量部管内
- 事実概要：

パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者であるパナソニック産機システムズ株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： パナソニック関東設備株式会社
法人番号： 9070001001445
住 所： 群馬県前橋市古市町1-50-14
- 指名停止措置期間： 令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

パナソニック関東設備株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。

- 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者であるパナソニック関東設備株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： パナソニックマーケティングジャパン株式会社
法人番号： 4120001016657
住 所： 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号
2. 指名停止措置期間： ① 令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヵ月)
② 令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲： ① 本院及び東北・関東・中部・中国・九州地方測量部管内
② 北海道・北陸・近畿・四国地方測量部及び沖縄支所管内
4. 事実概要：

パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。

また、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者であるパナソニックマーケティングジャパン株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長

澤 畠 圧 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官

高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： パナソニック環境エンジニアリング株式会社
法人番号： 3120901008457
住 所： 大阪府吹田市垂水町3-28-33
2. 指名停止措置期間： ① 令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヵ月)
② 令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲： ① 本院及び関東・中部・近畿・九州地方測量部管内
② 北海道・東北・北陸・中国・四国地方測量部管内
4. 事実概要：

パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。

また、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：
- 物品・役務の有資格登録業者であるパナソニック環境エンジニアリング株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 圧 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： パナソニックEWエンジニアリング株式会社
法人番号： 3120001089786
住 所： 大阪府大阪市中心区城見2-1-61
2. 指名停止措置期間： ① 令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヵ月)
② 令和7年7月18日から令和7年8月17日まで(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲： ① 中部・近畿地方測量部管内
② 本院及び関東地方測量部管内
4. 事実概要：

パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。

また、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者であるパナソニックEWエンジニアリング株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長

澤 畠 圧 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官

高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)